

ニュースの追跡・話題の発掘 Fax:03(3472)6963 / Ex-ル・tokuho@chunichi.co.jp

# 東京新聞

●中日新聞東京本社  
東京都港区港南二丁目3番13号  
〒108-8010 電話 03(3471)2211

新宿西口

美と健康



## アメミヤ

1・4・1雨宮ビル

クスリ・化粧品・雑貨

☎(03)3342-0141

### 読者応答室

●電話 03-3740-2700  
[休日以外毎日  
午前10時から  
午後6時まで]  
●FAX 03-3471-8639  
ホームページ  
<http://www.tokyo-np.co.jp/>  
購読お申し込み  
0120-026-999  
1カ月定価税込み

## カナダで猫に遺産1億円余

カナダでペットの猫が、飼い主の全財産を相続した。今や日本でも、ペットは家族の一員。自分の死後、愛する犬や猫が生活に困らないように、お金や世話をする人を残すには、どうすればいいの。家族が世話を引き受けてくれるとは限らない。ペットへの遺産相続はー。

時事通信によると、カナダで一億三千万円相当の遺産を相続したのは、今年三月に七十九歳で亡くなった庭師の男性の愛猫「レッド」。カナダ合同教会が遺産を管理し、レッドの世話や食事代や医療費を賄っていた。

## 日本では 相続ムリ

ペットのイベントで犬と触れ合う来場者たち。ペットを飼う人にとってはその行く末も心配だ。名古屋市中



## でも...という方は「ペット代理人」を

千三百四十五万七千匹、猫は15・1%で千六百六十三万六千匹がペットとして飼われている。単身世帯での飼育率は伸びており、犬が8・2%（前年度6・2%）、猫は7・9%（同4・2%）は整ってきたが、自分の死

後でもペットが生活に困らないようにしてあげたいのが親心。愛犬、愛猫に財産を残すには、どうすればいいの。弁護士荒巻氏は「法的にはペットは相続人にはならない。遺言で、相続人にペットの世話を頼み、その分多めに財産を残すと書くか、生きていっているうちに、誰か信用できる人と、ペットの面倒を見る代わりにお金を贈与する契約をする。大きく分けてこの二つの方法がある」と話す。

- 家族などへの遺言
- 第三者と生前契約

か信用できる人と、ペットの面倒を見る代わりにお金を贈与する契約をする。大きく分けてこの二つの方法がある」と話す。遺言の場合は、相続人が拒否することも考えられるので、面倒を見てくれる人がいるなら生前に契約をしておいた方がいいという。「遺言を書いても、実際に面倒を見てくれるかどうか保証はされない。遺言の使い方を監視する」おし、南里氏は「会員は一人暮らしの三、四十代の女性が多い。年配の方からの相談はありますが、家族の反対などで、実際に契約した人はいません」という。静岡市のボランティア団体「日本ドッグホーム協会」は、高齢者のペットを無償で引き取っている。「老人ホームに入所するから、という依頼が多い。雑種の成犬は、なかなか里親が見つからず、困っている人が多い」と白井睦代表。社団法人動物福祉協会の山口千津子調査員（獣医師）は「財産を残して誰かにペットの面倒を頼める人はいないが、預けられる人がいないので入院できない人、ペットを残して亡くなる人など、より深刻な問題がある」と指摘する。「高齢者にとって、動物が寄り添うことは心の支えであり、社会とのつながりを持つことでもある。高齢化社会では、人間の福祉と動物の問題を分けて考えるのではなく、行政など一体化した取り組みが必要。また、安易に飼えば人間と動物の双方が不幸になることもある。飼う前にしっかりと考えてほしい」